

## 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	令和7年度 第2回 豊島区公契約審議会	
事務局(担当課)	総務部契約管財課	
開催日時	令和8年3月4日(水) 14時30分～15時35分	
開催場所	豊島区役所5階507会議室	
議 題	(1) 調査審議 ・ 労働報酬下限額について	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開  非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開  非公開・一部非公開の場合は、その理由 行政機関における政策意思決定過程途上に位置づけられる内容を含むため
	委 員	豊島区建設業協会 会長 伊藤 武司、 日本労働組合総連合 豊島地区協議会 事務局長 前場 晃、 公益社団法人東京ビルメンテナンス協会 専務理事 西海 哲洋、 社会保険労務士 羽石 乃理子、 東京土建一般労働組合 豊島支部 書記次長 寺島 耕平、 立教大学 法学部長 原田 久
	事 務 局	総務部長、契約管財課長、契約管財係長、契約G職員
<p>・ 審議に先立ち、傍聴者5名の方に入場していただいた。</p> <p>会長：議事(1) 調査審議の労働報酬下限額について、事務局から説明いただきたい。</p> <p>事務局：(資料1、参考資料1に基づき説明)</p> <p>会長：本日は労働報酬下限額について議論していきたい。工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者については変更がなく、それ以外の2ページ、例えば指定管理の場合等の特</p>		

## 審 議 経 過

定労働者については変更がある。変更に至った理由は明示されていないが、令和8年度の単価がおおむね明らかになってきたというところが一つのきっかけであろうというふうに思われる。中身としては、事務局修正案を見ると、前は単純に平均をしていたが、そうではない形で今回示されている。最終的に1,500円という金額で下限額に設定したらいかかというのが事務局から示された修正案になっている。意見、質問をいただきたい。

会長：最初に参考資料1の他区の状況だが、この表は今から質問する内容以前に大変興味深く、単価が令和6年、7年、8年とかなり急激に上がっているということがわかる。やはり毎年この審議会ですの上がり具合、場合によっては下がり具合があるかもしれないが、確認する必要があるなというのが直感。その上で質問だが、渋谷区の公権力指導型というのは、行政指導型とはどう違うのか。

事務局：行政指導型というのは、あくまでその条例にも契約内容にも強制力のある言葉が入っていない類型である。公権力指導型については、条例の中に強制する規定がある。つまり、労働報酬下限額の支払いを必須とする条件があるのが公権力指導型に分類される。ILO型については、条例の中ではあくまで豊島区が契約する時に労働報酬下限額の支払いを盛り込まなければならないということで、豊島区に条例の強制力が働いているという類型である。公権力指導型は、条例の強制力が事業者にも向かっている、その点で違いがある。

会長：いずれにせよ渋谷区は現時点では単価がはっきりしないので、今回は平均する際の算出根拠の一つには入っていないが、よくわかった。ぜひ委員の方々、どんな点でも結構なので意見、質問をいただきたい。

A委員：第1回目の審議会を受けて、特に工事側、いわゆる建設労働者側のところで一度話を持ち帰り、意見書も会長に提出した。今日の第2回の資料には工事は変更なしとあるが、私どもとしては前回の会議録にも記載がある通り、改めてこのところは伝え続けていきたいというところで発言をする。1点目に関しては前回も伝えたとおり、軽作業員の取り扱いについて2月にまた設計労務単価が発表され、平成26年に法定福利費、いわゆる社会保険料の確保を含めた値上げが大きく変わってから14年連続で上がっている。これは建設工事高、いわゆる支払いに関しては全体的に上がっているということであり、そこを加味していくと今回の資料1にある(2)の算定方法のところで、2個目のところにある軽作業員の「8時間で除し、70%を乗じた額」というのが、改めて是非令和8年度の初年度、9年度の2年目以降も議論していただけないかというところで発言をする。改めて、前回も伝えた担い手三法が12月12日に施行され、重層下請けの建設業の中で実際に支払い、特に賃金の支払いが末端まで行き渡るところを、改めて国土交通省は指導を含めて、通達を出したところになる。そこでいくと、極めて著しく低い労働単価に関しての調査も文言が入っており、我々としては軽作業員の公共工事設計労務単価を基礎としたというところが今後抵触していく可能性が出てくるのではと危惧している。各自治体の公契約条例で実際に違反したという報告はないが、いずれこのところは労働者側からの訴えや、一次業者、二次業者からの訴えで出てくる可能性はあるのかなというところである。ただ、この公約条例自体

## 審 議 経 過

も賃金の幅を持たせるというふうに書いてあるので、前回 D 委員からも未熟練の方はどうしても現場にいるという声もあり、全員が全員 100%ということはできないのかなど。そのため、割合を決めたり、改めてこの 70%の割合を 75%、80%という形で上げていくような労働報酬下限額の算定の仕方も今後は議論できないかなというところで意見として出した。台東区が 75%、世田谷区が 80%に設定している。この算定の基礎、パーセンテージを少し上げているという一例もあるので、そういった情報も我々建設労働者側から集めて、ぜひ意見として皆さんと共有できればというところ。

A 委員：もう一点が、こちらも同じ話に付随してくるが、毎年のように上がる単価を確保した契約金額の発注をぜひ豊島区にお願いしたい。改めて建設工事不調が続いていることも聞いているので、ここの確保を前提において契約を結ぶような形で発注金額をお願いできないかなというところである。意見書にも書いたが、長く 10 年以上続いている足立区とかにも聞くと、なかなか建設現場では自身が入っている建設現場が公契約の現場だっているのも分からない職人さんが非常に多く、我々労働組合が現場で調査をし、夕方に現場から出てきた方とかに直接聞くと、全然知らなかったという意見もあるので、周知を是非徹底していただくように併せてお願いできないかなというところである。私からこの二点を意見として出させていただきます。

会長：二点のうち、一つは軽作業員について引き続き検討してほしいということと、実態に沿うように公契約適用の現場なのだとということを実際に働いている方々に周知をしていく、使用者側ももちろんだが、ということだったかなと思う。事務局いかがか。

事務局：まず軽作業員の単価を基にしている、見習い・手元等という労働報酬下限額の設定について、実際に労働報酬下限額を設定していくと、この金額より低い賃金を支払うことはできないというルールになるので、実態として熟練工よりも安い金額で修行中の方や、まだ修行中の身で満額の報酬をもらうにはちょっと早いという方が現場に入るという実態があるということは、考慮が必要なことなのかなというふうには思う。実際懸念としては、例えば熟練の方がこの手元の労働報酬下限額で働かされてしまうのではないかとということもあるかと考える。金額そのものが低いということも議論はあるかと思うが、熟練の方がこの未熟練の枠で働くということに関しては、工事の職人さんの人材がかなり逼迫しているという状況の中で起きにくいのではないかなど。つまり、職人さんの方がある程度仕事を選ぶとまでは言わないが、報酬が得られないものは選べるのではないかなというふうにも思うし、全国的にまだ問題になってないというのは、そういう背景もあるのではないかなと思う。もちろん制度は引き続き常に検討していく必要があると思うので、今後も議論を続けていくこと自体はその通りだと思い、今回の我々の提案としては他区と同様の制度を設けるという意味でも、この手元の設定がある労働報酬下限額で提案させていただきたいと思う。

事務局：2 点目の発注金額をしっかりと確保するという点については、もちろん発注金額が確保されていないと労働報酬も確保できないということになるかと思う。今回私たちが提案した公共工事設計労務単価をベースにするという案であれば、日頃公共工事設計労務単価をベースにして

## 審 議 経 過

いる工事が多くあるので、その点については確保がされやすくなるのかなと思う。ただ、前回は D 委員の方から必ずしもそうっていない部分があるというふうな指摘はいただいたので、引き続き工事の発注部門と連携して十分精査するよということ、区としても努めていく。もう一点、周知については、労働者の方に申出できる権利があるということを知っていただくということが重要だと思うので、我々も今少しずつだが区ホームページを充実させようと思っており、今回議論いただいたことも事業者の団体との意見交換の場でも伝えていきたいと思うし、周知に協力してくださいということを要請していきたいと思う。逆に、労働者の団体の方にも豊島区に新しい条例ができていよというようなことを伝えただけのように、今後協力を要請していきたいなというふうに考えているところである。

B 委員：前回の第 1 回の審議会を受けて意見書を会長に提出した。まず 2 ページにある事務局の修正案については感謝したいなというふうに思う。やはり他区の状況がわからない中で計算式として 1,441 円という金額がどうなのかなという疑問から意見書を出したが、いわゆる地方公務員、豊島区における高卒初任給を基本にした、なおかつ、地域手当 20% をかけた金額で算出したこと、また他区の状況が出てきて、それを勘案して 1,500 円といった案に関しては本当にありがたいと思う。初年度のため実績がないのはわかるが、今後もこういった感じで数式を当てはめて、次年度以降労働報酬下限額を算定していただくことを希望する。また、私の意見書で、複数年契約について実績はないが、やはり年々物価高で複数年契約だと自治体は事業者の負担になっていかなないようにちゃんと発注額を追加支払いできる制度をお願いしたいといった要望がある。

会長：まず一点目の指摘の点、前回の議論を踏まえて修正をして、今回修正の提案に至ったわけだが、この点についてお話があった。二つ目は、この文章には記載はないが、複数年度契約についても引き続き検討してほしいという要望だと思う。一点目については、私もこの算出式を見ていて感じたが、Ⅲ類採用の初任給の給料月額、給料表で言うと何級何号俸になるのか。それともⅢ類については別途それが存在するのか。

事務局：1 級の 5 号というところにⅢ類の初任給が設定されている。

会長：それはほぼ人勧準拠か？

事務局：そのとおりである。23 区で共通でやっている。

会長：となると、最近人勧はかなり若い 5 号のところをかなり高くしているということもあり、22 歳のみならず 18 歳についても、初任給相当額 1 級の 5 号のところが多分上がってくるということになるだろう。地域手当は多分ここだと 1.2 がそのままということに恐らくなる。そのため、 $X \times Y$  の  $X$  が増えていくということが今後もあり得ることだろうという気がする。その後、実際に参照された数字について、本区が採用している ILO 型の数字を基本的な参照点として考えると、これぐらいかなというのが 1,500 円ということになるのかなという気がする。その点いかがか。

## 審 議 経 過

事務局：今の B 委員の発言からも続くところだが、次年度以降の算定の計算式にも付随して発言があった。今回は今会長からも発言いただいた通りで、他区の様子を見る時間的な余裕があったというような事情もある。来年度の中で議論していく、令和 9 年度の労働報酬下限額についてはもう少し早いペースで決めていく必要があるかと思うので、今回のように他区が出揃ったのを見てから決めるというのは難しいかもしれない。そのため、事務局としては引き続き計算式、これが適正かということも他区の算出の仕方等々も研究して、他区の状態が見えない中で他区に置いていられないような、並ぶような水準の労働報酬下限額を目指していくためにも、研究を重ねていかなければならないなど、計算式もブラッシュアップしていかなければならないなどというふうに受け止めている。複数年度の契約については、他の先行区でもそうだったかなと思うが、複数年度の契約をする時は初年度の労働報酬下限額でその契約年度の最後まで判断するという運用を取っている区があり、現時点では豊島区も同じ運用をしようというふうに考えている。つまり、毎年労働報酬下限額が変わっても、一度契約した部分については変えないという考えで、労働報酬下限額の増減に伴って契約額の変更をすることはないであろうというふうに考えている。

会長：B 委員よろしいか？

B 委員：はい。

会長：差し当たりお二方からはいくつか今後についての宿題もいただいたかなという気がしており、事務局修正案、この 2 ページについても令和 8 年度についてはというところに強調点が振られているので、令和 9 年度までに他区の状況、特にまずは令和 8 年の単価がどうなったのかというのが全部わかるといいなという気がしているし、その上でどんな算出の方式を取っているのかということもよりわかるようになるし、また、もしかすると豊島区はこの算出の方式が参照されていくということもありうる。相互に参照されるということがあるのかなという気がしている。そういった形で、おそらくまた来年度においても、この点固定的に必ずしも考えるのではなく、算出の方法であるとか、算出の式について比較をしていく必要があるだろうという気がしている。

C 委員：事務局が説明した契約変更しない、金額の変更をしない、そのこのところをもう一度説明いただきたい。

事務局：まず前提として、B 委員の意見は労働報酬下限額が契約締結した翌年度以降に増加した時に、その分を追加で契約変更していただきたいという趣旨だというふうに受け止めて答えたところである。豊島区としては、例えばある年から年間の契約があって、初年度の労働報酬下限額が 1,500 円だった。その時に契約した金額があって、2 年目に労働報酬下限額は 1,600 円に上がったかもしれないが、あなたとの契約の中では最初に結んだ時の 1,500 円のままで良いですよという運用をしようというふうに考えている。なので、労働報酬下限額が上がったので、追加で契約発注額の増額をとすることは運用上生じないであろうというふうに考えている。

## 審 議 経 過

C委員：複数年度契約における労務単価の適正な転嫁というのは、逆に発注者側はきちんと受注者側と話し合う必要があるというような通達も厚生労働省あたりから出ていると私は認識していたが、その話とは矛盾しないか。

事務局：労働報酬下限額が変更したことに伴って発注額を変更することはないであろうということで、今整理しているところ。

C委員：その1点で、ということ理解した。

D委員：資料の項目2の「前号に掲げる特定労働者以外の特定労働者等」という部分で1,511円が平均で、建設業者である私どもからするとその金額を出すのはそんなに難しい話ではないであろう。他区の情勢を見るというのも同じだろうし、ここ池袋、繁華街を抱えている区のため、アルバイトとか差し引いてきて、時給をいくらで出しているかというのを見れば、大体こんなものかなというのが想像つくのだろうというのはわかるので、このことについての議論は確かに年々改正するという点について非常に有用性があることだと感じている。ただ、建設業、土木も含めてだと思うが、先日のこの会議の後に我々の建設業協会が1月末に国交省の事務次官との会合があり、最低制限価格等や賃金の引き上げ等について国がどういう考え方をしているかレクチャーを受けたのだが、その話を聞いた限り、当然国交省が考えていることをフィードバックして、東京都内、豊島区なりがこれを行っていると思うが、この公契約審議会において、建設業の業種で国交省が決めている内容をここで話してひっくり返すとか、ここはやめてほしいとかというのはもう時間が過ぎてしまっている状況であるというのがわかっていて。では、区にどうしてほしいかというのを我々がこの場で訴えることができることは何かというと、既に単価は決まっております、工種も決まっている。いろいろなものが国で決めてある。これを払ってくださいねという条例をひっくり返すことはできない。既に事務次官とも話したが、もうこのままいきますという話だったので、ひっくり返すことができないと。そうなってくるとこの場で言えることは、適正に発注者側が適正な金額で、国交省が定めた金額でちゃんと発注してくださいとしか言いようがない。それが今どういう状況かということ、言葉で言うと歩切りであったり、これは時給で換算しているが、建設工事において0.5人工でやりなさいということとはよくあるが、見積書の中で0.5人工なんてあり得ない。要は0.5人工でこの仕事をやってくださいね、半日で終わるでしょう、だから0.5。でもその人は次の場所があればいいが、また0.5稼げる現場があれば確かにその人は1日稼げるが、じゃあ君たちは0.5だから0.5だけしか払わないよとやると、当然職人さんも業者さんも請け負ってくれないので、0.5人だろうが1日分の仕事としてお金を払いますといてこちら側が発注している。ただ、区だけではないが、都も国も0.5で出してくる。例えば3万円円でやっている工事を1万5000円で発注している。我々は0.5で計算しているから1万5000円払いなさいと言われるが、実際は1日拘束しているため我々は3万円払わなければいけないわけである。一つだけの仕事を集中的にやっているのではなくて、当社だけでも月に100社とか下請けの業者がいるぐらい多岐に渡るわけで、いろんな業者がプラスになるところもあるだろうし、今言ったみたいにマイナスになってしまう業種もある。それをおしなべてなんとか経営している

## 審 議 経 過

状況の中で、国が定めているからこの通りやりますっていうふうにするのはもう十分承知してひっくり返らないのもわかっているが、標準労務単価のとおりには払われている業種はほとんどない。本当は職人さんがいないからもっと高く払えばいいじゃないか、高く払えば人が来るよっていう単純な言い方もできるが、現実問題としてそういうことになっている。なので、前回も言ったが、本当に0.9でギリギリ払っているかなぐらいな感じで、もしかしたら0.8ぐらいしか国が定めている金額に対して払っていないかもしれない。職人さんたちの手に渡っていないかもしれない。まして70%じゃなくて80%上げてくれ、軽作業員を、という意見もわかるが、実際問題として国が定めている金額で発注されていないという現状なので、これを条例として定めるのは結構だが、しかも、職人さんたちに広く使えるようにとコマースリングするのも結構だが、その代わり、金額をこちら側に投げないで、ちゃんと公共事業の発注者として、区側はこの業種については1日これだけの賃金を確保して発注していますという根拠を出していただきたい。前回も話したが、建設の請負業というのは、最初に特記事項説明書というのが付いており、契約書の中で一番大事なもので、次が図面になる。その次は色々書類があるのだが、最後に参考資料という形で、豊島区だけでなく東京都、国も、発注者側が作った見積書の参考資料がついている。何人工だとか何平米とかというのに自分たちの金額を入れて積算し、入札に挑む仕組みになっている。実際にお金が足りなくなった時に、発注者、公共団体全てが、見積書というのは参考資料なので、自分たちで考えてやってくださいという逃げ方をされてしまう。これをやられるのはたまらない。仮に労働者から元受け側が払わないと訴えかけがあったときには、きちんと発注者側がこの契約書において、自分たちが発注しているものについてはこういう根拠があって、確保するだけの金額を出していますよと資料を出していただきたい。言い方申し訳ないが、逃げてほしくない。発注を受けたから全部任せたま。払ってないの？じゃあ払いなさいよ。じゃなくて、こちらはちゃんとした計算に基づき、この業種においてはこれだけの金額を確保して、豊島区の場合は予定価格の93%以下では失格してしまうので7%になる。7%というと例えば3万円の7%で2,100円。実際の話これが100ある仕事に対して50%で請け負ったというのであれば、3万円のやつを見ていると15,000円しか払っていないということもあり得るかもしれないが、100のものを93で取って、わずか7%しか切っていないものに対して、3万円の7%を切ったところで、職人さんは絶対訴えてこない。必ず確保されているのであれば、確保されている根拠があるはず。区長から指導するにあたっては、この仕事についてはこれだけの予算を取ってあるから払いなさい、というしっかりとした根拠を出して指導していただきたい。

事務局：最後の話は指導する時の根拠を示すべきという意見か。

D 委員：総じてそう言っただけの話である。要は指導される時には払っていないという事実がある時だが、払っていないということの根拠にただ払いなさい、と言うだけでなく、区としてはこの業種についてはこの項目と、きちんと積算の根拠があって、職人さんたちにはこれだけの金額が確保できているという根拠を示してから指導していただきたいということ。それを示さないと払いなさいと言われても、もともと見積もりに入っていないじゃないかという項目が結構ある。発注の段階でそこが逃げ口となり、見積書はあくまでも参考資料です、とどこの公共事業団体でも言われてしまう。ただ、東京都の場合は内訳書を全部公開している部局もある。残念ながら豊

## 審 議 経 過

島区の場合は公開されていないため、その工種がちゃんと見積もりの中に入っているかどうかはわからない。そのわからない状態で、きちんと賃金払ってくださいと言われても困る。賃金が払えるだけの予算も確保しているといった状態で、仮に3%切っていたとしてもそんな金額にはなりませんよね、という根拠をちゃんと示してから指導していただきたい。しかもピンポイントでその部分だけではなく、全てその時には公開していただきたい。

会長：今の意見は今回の資料の中身というよりは、ちゃんと区が発注する時に積算の根拠として使っているからこの金額ですよ、仮に先ほどの例で93%でもその分が払われるだけの予算が十分確保されているのですよ、ということを示せよということだと思う。公契約審議会の議論の外側にあるのかもしれないが、大事な指摘という気がする。多分ここでちゃんと我々が決めたとしても、各部局の実践が伴わないと全く意味がないということになる。我々として何ができるかということもあるが、少なくとも全部局にこのような意見があったということをしつかり伝えて、できる限り短い時間の間に盛り込んでいくような発注の仕方を考えてほしいということでしょう。それを最終的にはしっかりとしたひな型みたいなものにして、間違いなくそうしたところでカウントしています、ということがわかるようにするべきということ。

D 委員：国交省が労務費に関する基準の実効性確保という冊子を出ているが、しっかりと発注者が労務費を取って、下請けも労務費取って、労務費払いなさい、この上を圧縮するんじゃないよということが書いてある。この法律が成り立っていてどんどん進んでいくというのは国交省の方と話して普遍的なものであるということがよく理解できたので、何を言うべきかということ、きちんと労務費を最初から担保して発注していただきたい。

会長：大事な指摘であり、この答申の中身ではないが、しっかりなお書きで書いていく必要があるかなというふうに思う。契約管財課なのかどうかは分からないが、所管部局が考えていくべき、早急に対応すべき問題の一つかなという気がしている。

E 委員：今の話に関連して、ここで決めた金額を発注するときの予定価格の作り方にも反映していかないと意味がないのだろうなと思った。先ほど軽作業員かつ見習いの方の単価を70%にする、75%にする、80%にするという話があったが、そこも発注金額の積算の中に入っていないと70%払いなさいというもおかしな話だし、発注側も払っていくからちゃんと育成していこうというような形にならないと、ここで70%を上げるとかも決められないのではないかなと思った。

事務局：発注する側が積算する段階でこういった経費を見込んでいないと、当然受注者側もそれに答えることができないと思うので、主に工事の話だが、今の部分は先ほどの会長の発言のとおり、工事の部局関連の所属は今後積算に関しては気をつけて、公契約条例の適用を見越してきちんと積算できるように情報の連携もしていきたい。運用の部分は各工事部局に任せられるところはあるが、区としても引き続き確保されるように運用をきちんと適正にしていきたいというふうに考えるところである。

## 審 議 経 過

E 委員：その連携を来年度に向けて検証できるようにした方がいいのかなと思うし、それができないと入札不調にもなってくると思うので、入札の件数がどのくらい集まっているのかとかそういうところも見ていくといいのかなとは思う。

会長：来年度に向けてどういう調査ができるのかということもやはり早急に検討すべき事柄かなという気がしている。多分放置はできなくて、ちゃんとやれているのかと発注側が求められている。だから、この公契約審議会は受ける側の話ばかりになりがちだが、その仕事を頼む役所側が、受ける側が受けやすいような形で発注をしているのかということだろうと思う。多分そうしないと、そもそももう契約してくれないよという時代が来ているということだろう。おそらくいくつかの自治体でいろんな取り組みがなされている時に、不調に終わるということが続いたりするのはそういったところも原因の一端にあるのではないかなと。多分そうしないと、これだけの不調が続いている世の中で、豊島区としても公共事業も本当に行えないということになりかねない。そこはすごく大事なところかなという気がしている。だから、この条例で決めるべき事柄の外側についても、価値ある形で実践されているのかどうかを点検していく仕掛け、仕組み、またそういったことを進んで各部局がやってくれるような環境づくりはやっていかないといけないのかなという気がしている。我々豊島区として一番避けたいのは、発注したのに結局誰も乗ってこなかったということで、いろんな公共サービスがそれによって遅れてしまうということだろうと思う。この時期にこういったものを作って、こういうサービスを展開したいというためには、その作ることそのものがスタートしなければどうしようもないので、結構大事な問題というか、かなりというか、相当というか、というようなところを各部局にきちっと伝えていくことが、この答申の中身以上に、また我々のスタンスとしてそういったところに関心を持っているということをしっかり出していく必要があるのかなという気がしている。どうしても金額ばっかりになってしまうが、この金額を前提に発注者が発注し、受注する側が受け、そして労働者が想定されている賃金をもらっていけるということが透明になっていくということが一番理想なのかなという気がする。その辺りをこの審議会でも、金額を決めることだけではなくて、追求をしていく必要があるだろう、そこに対するメッセージも出していく必要があるだろうということかなという気がしている。

会長：答申については、修正案をしっかりと反映し、(1) はそのまま、(2) は赤字の修正案を採用する。(1) の指摘があったところについてはなお書きで書き、次年度検討をしていくというような形で書いていく。もう一つは、この審議会の所掌ではないが、もう少し幅広に発注側、受注側、様々な段階で働いている労働者が、定めた賃金がしっかりもらえているということを透明化していくシステムについて、ぜひ検討を進めてほしいというような発言を区長に私から申し上げたい。我々の審議会がやるべきことは、金額を定めること、あるいはその関連することなどで、なお書きまでは答申の文書に入れる。もう一つ、この条例で我々に期待されている労働報酬下限額を実効的にする、そういう仕掛けについては、私から区長にこういう意見があったので、これは全庁的に取り組んでほしいということ、我々の所管外だがしっかり口頭で伝えるということにしたいと思うがいかがか。文章そのものは私に一任いただきたいがよろしいか。

## 審 議 経 過

一同：よろしい。

会長： まだまだ宿題がたくさんあるが、1年目としては委員の方々からいろんな意見をいただき、少し課題も見えてきたかなという気がしている。今年は2回でタイトだったので、もう少し早めに始めるとか、もう少し回数を増やすとか、会議の回数、時期あたりは来年度もう少し工夫の余地があるかなと思うので、事務局で少し考えていただきたい。

事務局： 来年度の審議会については早い時期に始めていく必要があるかと思っている。今年度は条例が昨年10月末に策定されてから審議スタートということでやっているが、労働報酬下限額ももっと早い時期に示していかないと準備契約などに間に合わないという事情もあるので、前倒しで開催をしたいと思う。

会長： 以上をもって、第2回公契約審議会を閉会する。

〔15時35分 閉会〕